

## 教育民生委員協議会記録

開 会 年 月 日	令和 2 年 12 月 14 日
開 会 時 刻	午後 3 時 28 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 37 分
出 席 委 員 名	◎吉井詩子    ○久保 真    中村 功    上村和生
	楠木宏彦    野崎隆太    世古 明    吉岡勝裕
	浜口 和久 議長
欠 席 委 員 名	—
署 名 者	—
担 当 書 記	野村 格也
協 議 案 件	1 伊勢市青少年問題協議会委員の推薦について
	2 ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付・再支給分） について
説 明 員	健康福祉部長、健康福祉部参事

## **協議経過**

吉井委員長が開会を宣告し、会議成立宣言後、直ちに議事に入り、「伊勢市青少年問題協議会委員の推薦について」を議題とし、選出方法について諮ったところ、「委員長指名」との声があり、委員長が中村委員を伊勢市青少年問題協議会委員に指名。諮ったところ全員異議なく、中村委員を伊勢市青少年問題協議会委員に推薦することを決定した。

次に、「ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付・再支給分）について」当局から説明を受け、質疑の後、聞き置くこととした。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後 3 時28分

### ◎吉井詩子委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「伊勢市青少年問題協議会委員の推薦について」及び報告案件として「ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付・再支給分）について」であります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

## **【伊勢市青少年問題協議会委員の推薦について】**

### ◎吉井詩子委員長

それでは、「伊勢市青少年問題協議会委員の推薦について」、御協議願います。

伊勢市青少年問題協議会委員については、昨年12月12日の協議会において中村委員を推薦することを決定いただき、現在の任期は令和3年9月30日までとなっております。このたび役選がありましたので、本日以降の委員についてどなたを推薦するのか、委員の皆様の意見をお聞きするものでございます。

暫時休憩します。

休憩 午前 3 時29分

再開 午前 3 時30分

### ◎吉井詩子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。「伊勢市青少年問題協議会委員の推薦について」は、委員長指名により推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。それでは指名します。当委員会から伊勢市青少年問題協議会委

員として中村委員を推薦することに決定しまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。なお、現在の任期は令和3年9月30日までとなっておりますが、10月1日以降、現在の議員任期の11月26日までの間につきましても、引き続き中村委員を推薦することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

暫時休憩いたします。当局の入室をお願いします。

休憩 午前3時31分

再開 午前3時33分

## 【ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付・再支給分）について】

◎吉井詩子委員長

休憩を解いて、会議を再開いたします。

続いて、報告案件に入ります。「ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付・再支給分）について」当局から報告をお願いします。

健康福祉部長。

●鳥堂健康福祉部長

引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきましてありがとうございます。ただいま委員長のほうから御案内をいただきました、独り親世帯臨時特別給付金の基本給付の再支給分についてということで、御報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

◎吉井詩子委員長

岩佐健康福祉部参事。

●岩佐健康福祉部参事

独り親世帯臨時特別給付金基本給付の再支給分について御説明いたします。

資料1を御覧ください。独り親世帯臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得の独り親世帯に、特に大きな困難が真摯に生じていることを踏まえ、臨時特別給付金の支給を実施しているところです。11月末現在、982世帯への基本給付と、家計が急変し収入が減少している395世帯の方への追加給付を行っている状況です。

このたび、独り親家庭の生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、基本給付の支給対象者に対して再度、同様の基本給付を再支給いたします。

国から年内支給を要請されているため、既決予算での対応で支給への準備を進め、議会最終日に補正予算の提案をさせていただきたいと考えております。

支給の概要につきましては、令和2年12月11日時点で既に基本給付の支給を受けている方を対象に、1世帯5万円、第2子以降一人につき3万円を加算し、年内に支給対象者の口座への振り込みを予定しております。なお、1の支給対象者のほうに、既に基本給付の支給を受けているものと限定して記載をしておりますが、12月11日以降に基本給付の申請を行う方につきましても、基本給付とあわせて申請を行っていただくことで、再支給が受けられるものとなっております。

以上、独り親世帯臨時特別給付金基本給付の再支給分について御説明いたしました。よろしく願いいたします。

◎吉井詩子委員長

本件は報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。

中村委員。

○中村功委員

すみません。一つ教えていただきたいんですけども、この独り親家庭とこういうことなんですけど、例えばDVとかそういうことで今現在、別れられとる世帯というのか、部分についてはどのような取扱いを行うのでしょうか。

◎吉井詩子委員長

岩佐健康福祉部参事。

●岩佐健康福祉部参事

DVの家庭につきましては、DVの保護命令の世帯については児童扶養手当の支給対象となっております。全てのDVの家庭ではないんですけども、保護命令の世帯というものに関しましては児童扶養手当の対象になっておりまして、児童扶養手当の対象の方がこの給付を受けていただくという形になっております。以上です。

◎吉井詩子委員長

中村委員。

○中村功委員

はい、ありがとうございます。

◎吉井詩子委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎吉井詩子委員長

他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時37分